

## アメリカ合衆国への乗客情報開示および宣誓書

航空会社、その他航空事業者は法令に基づき以下の情報を開示し、乗客から搭乗前に宣誓書を回収することが求められています。

### 航空会社および航空事業者の情報開示義務

米国連邦法に基づき、航空会社および航空事業者は、海外から米国へ入国する航空機に搭乗する乗客を対象に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する検査陰性証明書、または感染から回復し安全に渡航できることを証明する書面を確認し、米国疾病予防管理センターに代わって、宣誓書を回収しなければなりません。

2歳以上の乗客はそれぞれ個別の宣誓書を提出する必要があります。連邦法で別途規定されている場合を除き、2歳から17歳までの乗客については、親権者その他受任者が乗客に代わり宣誓しなければなりません。（心身の障害等により）乗客ご自身で宣誓することができない場合は、その方に代わり情報提供することを委任された方（例えば近親者、後見人、旅行代理店等）が宣誓することもできます。

情報はできる限り正確に、不足なく提供しなければなりません。

米国連邦法により、乗客はこの宣誓書を提出しなければなりません。宣誓書を提出しなかったり、虚偽または誤解を招く情報を提供した場合は、渡航の遅延、搭乗拒否、今後渡航する際の搭乗拒否などの可能性があります。また、ご自身や他の乗客を危険にさらすことになり、身体に深刻な傷病をもたらしたり、死に至らしめる可能性があります。これらの規定を遵守しない乗客は、合衆国法典第42編271条、連邦規則第42巻71条2項、および合衆国法典第18編1001条により、罰則の対象となります。虚偽や誤解を招く情報を故意に提示した場合は、合衆国法典第18編1001条、その他法令により罰金または禁固刑に処される可能性があります。正確な情報を提供することにより、搭乗者ご自身、ご友人やご家族、社会や合衆国を守ることにつながります。米国疾病予防管理センターより皆様のご協力をお願い申し上げます。

### 乗客の証明義務

私、[ ] は、海外から米国に到着する航空機への搭乗に際し、出発前に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する検査の陰性証明、または過去の新型コロナウイルス感染から回復し安全に渡航できることの証明を取得する義務を負い、その情報を開示することについて理解しました。

以下より該当する項目の1つにチェックマークをご記入ください。

私は出発前に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の検査を受け、陰性の結果を受領したことを証明します。検査は搭乗便出発前3暦日以内に私から採取された検体に対し実施されました。

私は新型コロナウイルス陽性の検査結果を受けた後、過去3ヶ月（90日間）以内、または米国疾病予防管理センターが定める期間内に回復し、許認可を受けた医療機関、または公衆衛生当局・保健所等により渡航について許可されたことを証明します。

私は、[ ] に代わり、当該搭乗者が出発前に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の検査を受け、陰性の結果を受領したことを証明します。検査は搭乗便出発前3暦日以内に当該搭乗者から採取された検体に対し実施されました。

私は、[ ] に代わり、当該搭乗者が新型コロナウイルス陽性の検査結果を受けた後、過去3ヶ月（90日間）以内、または米国疾病予防管理センターが定める期間内に回復し、許認可を受けた医療機関、または公衆衛生当局・保健所等により渡航について許可されたことを証明します。

（署名）

日付

### プライバシー保護法に関する声明

米国疾病予防管理センター（CDC）は、合衆国法典第42編264条に基づく連邦規則第42巻71条20項および71条31項（b）に準拠し、航空会社その他航空事業者に対して前述の情報を収集するよう求めております。また米国へ航空機で到着する全ての乗客に情報提供義務が課されます。情報提供をしない場合は、航空機に搭乗できないことがあります。更に、乗客は不足なく正確な情報を提供する旨、宣誓することが求められ、宣誓しない場合は刑罰その他の措置に処される可能性があります。CDCは感染者の追跡調査や接触者および保健所への通知、健康に関する啓蒙活動、対処措置、感染予防、その他渡航制限を含む公衆衛生に関する介入措置を通じて、提供された情報を伝染病の発生や感染拡大予防のために活用します。

合衆国法典第5編552a条、1974年プライバシー保護法は、個人情報の収集と利用について定めています。CDCによる情報管理については、CDCの記録システム番号09-20-0171「連邦規則42巻70条および71条に基づく検疫と渡航者に関する活動、接触者追跡調査および通知」に規定されています。詳しくは連邦官報第72号70867

（2007年12月13日）、連邦官報第76号4485（2011年1月25日）および連邦官報第83号6591（2018年2月14日）をご参照ください。CDCは、連邦官報にて公表された情報の利用を含むプライバシー保護法に定められた範囲内のみ、CDCおよび米国保健福祉省の組織外へ情報開示をします。これらの利用目的には、州政府および行政府の公衆衛生部局、その他協力機関との個人情報の共有も含まれます。CDCと協力機関は、連邦法および記録通知システムに基づき、指定された情報を保管、利用、削除、または破棄します。CDCによる個人情報の利用に関するご質問がございましたら、システムマネージャー宛Eメール [dgmqpolicyoffice@cdc.gov](mailto:dgmqpolicyoffice@cdc.gov) にご連絡いただくか、以下の宛先に郵送でお問い合わせください。

Policy Office, Division of Global Migration and Quarantine, Centers for Disease Control and Prevention, 1600 Clifton Road NE, MS H16-4, Atlanta, GA 30329

Rev: 28 JAN 2021